

春日井市保存樹等維持管理支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市緑化の推進に関する条例（昭和48年春日井市条例第4号。以下「条例」という。）第18条第2項の規定に基づき、保存樹等維持管理支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 保存樹等 春日井市緑化の推進に関する条例第5条の規定により指定された保存樹（生垣を含む。）又は保存樹林をいう。
- (2) 維持管理作業 薬剤散布、不要な枝葉を除去する剪定及び樹勢調査等保存樹等の保全及び育成を目的に実施する作業をいう。

(支援事業)

第3条 支援事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 市が行う樹木診断
- (2) 維持管理作業に係る補助金の交付

(支援対象者)

第4条 支援を受けることができる者は、春日井市緑化の推進に関する条例施行規則（昭和48年春日井市規則第3号）第4条に規定する台帳に記載された保存樹等の所有者又はその管理者であつて、第7条の規定により支援申請をする日の属する年度内に支援事業を完了することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援を受けることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に

規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(樹木診断)

第5条 第3条第1号の樹木診断は、市長が委託した樹木医が行うものとし、その費用は、無料とする。

2 樹木診断をすることができる保存樹等の本数は、年間3本を上限とする。この場合において、上限を超える申請があったときは、市長が別に定める基準により、保存樹等を選定するものとする。

3 樹木診断の時期は、保存樹等の所有者又はその管理者と市が調整のうえ、決定するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 第3条第2号の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、造園業者等の専門的知識を有する者に委託した維持管理作業（営業を目的とした維持管理作業及び本市の他の支援又は本市以外の団体等から受ける維持管理作業を除く。以下「委託作業」という。）に係る経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 樹勢調査費

(2) 腐朽部等損傷処理費

(3) 剪定費

(4) 病虫害防除費（薬剤散布又は病虫害駆除に限る。）

(5) 施肥に伴う費用

2 第3条第2号に規定する補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その上限額は、次の各号に掲げる保存樹等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 保存樹

- ア 単体として指定されたもの 1本につき30,000円
- イ 生垣として指定されたもの 1か所につき30,000円
- ウ 第3条第1号の樹木診断において、対策が必要とされた保存樹 1本につき50,000円

(2) 保存樹林 1か所につき50,000円

3 前項の規定にかかわらず、第10条の規定による通知の翌日から起算して3年を経過しない保存樹等については、補助金の交付の対象としない。

(支援申請)

第7条 第3条第1号に規定する事業に係る支援を受けようとする者は、保存樹等維持管理支援申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2号に規定する事業に係る支援を受けようとする者は、委託作業に着手する前に、保存樹等維持管理支援申請書に事業に要する経費の見積書の写し等必要な経費が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、保存樹等維持管理支援決定通知書(第2号様式)又は保存樹等維持管理支援不決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 前条の規定により支援(第3条第2号に規定する事業に係る支援に限る。)の決定を受けた者は、支援事業の完了後速やかに保存樹等維持管理支援完了報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 委託作業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (2) 作業着手前及び作業完了後の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託作業の成果が支援決定の内容に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、保存樹等維持管理支援額確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、確定通知を受理した日から起算して14日以内に保存樹等維持管理支援請求書（第6号様式）に保存樹等維持管理支援額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（支援決定の取消等）

第12条 市長は、支援の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消に係る部分（第3条第2号に規定する事業に限る。）について、既に補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及びこれに付された条件に反する行為があったとき。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。